

●生活支援について

当面の生活費を10万円まで無利子でお貸します。

被災された方のさしあたっての生活資金として、所得に関係なく1世帯あたり10万円を無利子でお貸しする「緊急小口資金」の特例貸付があります。亡くなられた方や要介護の方がいる世帯、4人以上のご家族がいる世帯などには、最大20万円をお貸しします。お近くの市町村の社会福祉協議会（社協）へお申し込みください。別の自治体に移られた方も、避難先の社協で受け付けます。当初1年間返済する必要がなく、償還期限はその後2年以内となっています。



生活支援ニュース

その他の主な支援制度

制度名	概要	申込窓口	限度額	
◆借ります	災害援護資金	負傷したり、住居・家財に被害を受けた方に、援護資金をお貸しします。	市町村	～350万円
	母子寡婦福祉貸付金	母子家庭の母または寡婦に対して、生活資金をお貸しします。	県・市 (福祉事務所)	月額10万3千円
◆受け取る	制度名	概要	申請窓口	限度額
◆受け取る	失業保険	災害による事業所の休業などで、実際には離職していない休職状態などでも、給付を受けることができます。	ハローワーク	直近の給与の50%～80% 給付日数90日～330日
	広域活動給付費	ハローワークの紹介で、往復300km以上遠方の会社を訪問して就職活動をする場合に支給されます。	ハローワーク	交通費実費+宿泊料 (一泊上限8,700円)
	移転費	ハローワークの紹介で、遠方の会社に就職する場合に、引っ越しにかかる経費などが支給されます。	ハローワーク	交通費実費 +移転料(上限141,000円) +着後手当(上限19,000円) ※単身の場合
	未払い賃金の立替払	地震による被害で中小企業などの賃金が未払いの場合、立て替え払いします。	労働基準監督署	未払い賃金総額の8割 (最大296万円)